

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成31年1月5日

東京都作業部会確認年月日 定額未満

(契約変更に伴う再確認年月日 令和3年9月17日)

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 オリンピックスタジアム 芝張替工事

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本工事は、国等の所有施設における仮設オーバーレイ整備であり、パラリンピック経費の一部を都が負担する理由がある。また、負担額については、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものである。</p> <p>【令和2年12月22日、契約変更に伴う追記】</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>【令和3年3月24日追記】</p> <p>延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>経費分担にかかわらず、仮設オーバーレイ整備については、組織委員会が担うこととなっており、本工事は、仮設オーバーレイ整備であるため、組織委員会が一括して執行することが効率的かつ効果的である。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>本工事は、オリンピック・パラリンピックの各開会式で芝を損傷するため、陸上及びサッカー競技を行う上で必要な芝張り（補修含む）及び撤去を行うものである。内容や機能は、IF要件を満足する必要最小限のものである。</p> <p>【令和2年12月22日 契約変更に伴う追記】</p> <p>なお、今回の契約変更は、仮設オーバーレイの大会延期に伴う対応のためであり、現時点で手続きを進める必要がある。</p>	
	<p>工事費は、都の工事積算標準に準じて、複数社見積りを徴収するとともに、市場価格に精通したコンサルタントの査定を受け、算出されており妥当である。また、希望制指名入札競争を採用することにより、限られた転換工程での確実な施工を担保している。</p>	

	納 得 性	発注図書は、関係 FA 及び IF 等との協議結果に基づき、作成されており、妥当である。また、積算についても、都の基準、単価に準じて算出されており妥当である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>本工事は、仮設オーバーレイ整備であるため、公費を負担する対象として、適切なものである。なお、都は、パラリンピック経費の一部を対象として負担する。</p> <p>【令和2年12月22日、契約変更に伴う追記】</p> <p>延期に伴う追加経費については、組織委員会において引き続き可能な限り精査し、縮減を図ること。</p> <p>また、追加経費の取扱については、現時点で未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>【令和3年3月24日追記】</p> <p>V5予算に収まっていることを確認した。</p> <p>引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p> <p>【令和3年9月16日、契約変更に伴う追記】</p> <p>V5予算に収まっていることを確認した。</p> <p>また、設計内容及び金額については、組織委員会へヒアリングを行うとともに、図面、内訳書等により確認した。</p> <p>引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>		

※公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。